

特集2



渋滞知らずで、通勤・通学に便利な自転車ですが、快適に通行するためには、ルールやマナーを守ることが大事！今回は、実際に自転車で街中を通行しながら、普段、見逃しがちなルールや危ない場面を紹介します。

[問]都市計画課 ☎21-1811、FAX21-1816
生活安全課 ☎21-1751、FAX24-8117



歩道では歩行者用信号、車道では車両用信号を



止まれ
交差点では一時停止をしましょう

CASE3
止まれの標識のある交差点

見通しの悪い交差点では、接触事故が起きやすいもの。「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止と安全確認を行きましょう。



車道の左側を通行できていますね

CASE1
車道を走る

車道の左側を通行しましょう。車道の右側通行は逆走となります。



ルールを守って
ますよ!

乗る人
自転車のルールやマナーって意外と知らないかも?



読者ポスター
松下裕子さん

教える人
徹底的に教えますよ!



都市計画課 主査
梅本伸泰

CASE4
従う信号

歩道を通行する場合は歩行者用信号に従い、車道を通行する場合は車両用信号に従いましょう。ただし、歩行者・自転車専用信号がある場合はその信号に従いましょう。



歩道の車道寄りを徐行していますね

CASE2
歩道を走る

自転車は車道通行が原則です。歩道を自転車が通行できる場合でも、歩行者の通行を妨げないように車道寄りを徐行しましょう。



歩道の車道寄りを徐行していますね

CASE5
駐輪する

市が設けている駐輪場や駐輪スペースは、左の位置図の通りです。



自転車は駐輪場か駐輪スペースへ



駐輪場の位置が分かりました！ありがとうございます!!



放置自転車をなくそう！

市では、公共の場所の中でも特に人通りが多い中心市街地の一部を、自転車の「放置禁止区域」に指定しています。平成26年度、橋通りなどの放置禁止区域から自転車保管所に移動した放置自転車は280台を超えます。放置自転車は、通路を狭くし、車いすやベビーカーをはじめ多くの人の通行を妨げるほか、景観を損ねます。一人一人が意識して、駐輪場や駐輪スペースに自転車を停めることで、多くの危険を防ぐことができます。放置自転車をなくすために、自転車は決められた場所に停めましょう。



生活安全課 主査
田邊 真吾

- 自転車安全利用五則
- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ②車道は左側を通行
 - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④安全ルールを守る
 - ⑤子どもはヘルメットを着用

危険な運転はやめましょう

平成27年6月の改正道路交通法の施行に伴い、自転車の運転中に危険なルール違反を繰り返すと「自転車運転者講習」を受けなければなりません。講習の受講命令に違反した場合は、罰金が科せられます。対象となる危険行為は、「信号無視」「一時不停止」「酒酔い運転」「車道の逆走」などです。自転車を運転する際は、自転車の交通ルールを再度認識し、「安全」で「快適」に「楽しく」利用しましょう。



都市計画課 主任技師
丸野 寛之